

お知らせ

十和田・六戸学校給食センター「放射性物質検査機」の使用目的について

青森県では、文部科学省の補助事業「青森県学校給食検査設備整備事業」のもと、「放射性物質検査機」を整備し、県内の学校給食施設7箇所に貸し出しすることとし、その1台が十和田・六戸学校給食センターに設置されています。

この検査機設置のもとで、平成24年度2学期から、上北管内の県立高等学校や市町村立小中学校、幼稚園の給食施設における食材検査が行われています。

検査機設置の目的は、児童生徒の安全・安心を確保するために、学校給食食材を専門に検査することであり、また、検査対象となる市町村の学校給食が広域に及ぶことから、家庭用食材については検査対応が困難であり、対象外となっています。



一般食品の放射線セシウムの基準値は、平成24年4月にさらに基準値が強化され、100Bq/kg(ベクレル)となりました。この値は乳児にもまったく影響がない値とされています。

このような中、学校給食センターでは、児童生徒のより一層の安全・安心を確保するために、セシウム値が基準値の100Bq/kgの1/2(50Bq/kg)を超えた場合に、食材としての使用を中止し、県の検査機関で再検査を行うこととしています。

検査結果については「青森県ホームページ」及び「十和田地域広域事務組合ホームページ」で公表しています。

家庭用食材については、国や都道府県が出荷前に検査を行い、食品衛生法上の基準値を超えた場合は、出荷制限がとられていますので、ストアーなど市場に出回っている食材については安全性が確保されています。

家庭用食材の検査は、JAが農家を対象に行っていますが、それ以外の家庭用食材の検査については、「青森県薬剤師会衛生検査センター」で対応できることになっていません。